

概要

被災者の自殺は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は平成〇年〇月から生産部や資材部で部品の調達業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、被災者は自宅にて自殺した。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償年金及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

- (1) 被災者は、平日は毎朝7時頃に自宅を出て、帰宅時間は23から24時の毎日、会社で仕事をしていたはずである。土曜日、日曜日もいつも仕事に行っていた。
- (2) 被災者の話から、補充した人が定着しないため、被災者が毎日遅くまで仕事をせざるを得なくなっていると聞いた。このことを放置していることは、上司のいじめに当たる。
- (3) 被災者の初めての中国への海外出張は、体調を崩して戻ってきたが、仕事が忙しくて医者にかかる時間がないほどであったこと、初めての海外出張で不安があったまま行ったこと、会社の期待を受けての重要な業務であり、精神的な負担があった。

以上の理由により、自殺に至ったもので、遺族補償年金と葬祭料の不支給処分の取消を求めらる。

3 原処分庁の意見

監督署長は「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月〇日頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

発症前6か月間において被災者の業務による心理的負荷の強度は「強」とは評価できないため、被災者が発症した精神障害には業務起因性が認められないと判断した。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月〇日頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

発症前6か月間に起きた精神障害発病に関与したと考えられる業務による出来事の評価については以下のものがある。

ア 2つのプロジェクトが並行して始まり、これらの出来事は具体的出来事「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事が生じた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。心理的負荷の強度を修正する視点で見ると、これらのプロジェクトは通常業務と異なった業務を行うものではなく、目標が未達成であっても責任を取らされるものではなかったため心理的負荷の強度は修正せず、「Ⅱ」とする。

イ 被災者の中国への海外出張は、具体的出来事「仕事内容・仕事量の大きな変化があった。」に類推し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。心理的負荷の強度を修正する視点で見ると、以前から行われている内容の計画であること、同行者もおり移動・宿泊・言語等全て取引業者が手配し全く問題はなかったこと等からその心理的負荷の強度は「Ⅰ」に下方修正することが妥当である。

ウ 人員の増減については人員の移動等により、特に被災者の業務内容や業務量に変化はなかったと認められるため、出来事として捉え、評価するに至らないものと判断される。

エ 長時間労働については、一人平均の時間を上回るものの、最大70時間程度であり、被災者が連日、長時間の時間外労働をしていたとの証言もないことから、恒常的な長時間労働はなかったものと判断せざるを得ない。

オ 出来事後の状況が持続する程度に過重性は認められない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の心理的負荷の評価は息子が受験勉強中だったことがあり、この出来事は、子供の入試・進学があった又は子供が受験勉強を始めた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」であり、心理的に負荷となるような申述は得られていないため、心理的負荷の強度を修正する必要はない。個体的要因も社会生活上に支障を来すような問題は確認されていない。

(4) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」とは認められないため、業務による強い心理的負荷が認められず、本件疾病と業務との間に相当因果関係を認めることはできない。

よって本件疾病は業務上の疾病とは認められず、監督署長が請求人に対して行った遺族補償年金及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。